

労災診療費算定実務講座

令和7年度



公益財団法人 労災保険情報センター

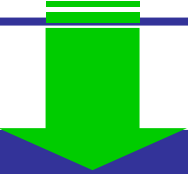
第 1 編

基本診療料等

公益財団法人 労災保険情報センター

外来管理加算の特例

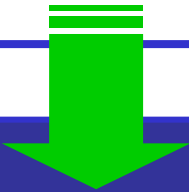
健保では外来管理加算を算定
できない処置等を行った場合



その点数が、外来管理加算の **52点** に
満たない場合、外来管理加算を算定

外来管理加算の特例

外来管理加算の点数に満たない
処置等が **2つ以上**ある場合



最も低い点数に対して外来管理加算
を算定し、他の点数は外来管理加算
の 52 点に読み替える

外来管理加算の特例

A点 < B点 < **52点** < C点



外来管理加算
算定可

52点に
読み替え

外来管理加算
算定不可

A点 + 52点

52点

C点

外来管理加算特例

読み替え

A点 + 52点 + 52点 + C点

例題

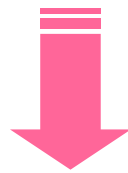
再診時に次の処置、検査を行った場合
(腰 部) 消炎鎮痛等処置(器具)
(右 目) 眼処置
細隙灯顕微鏡検査(前眼部)

労災

眼処置 25点 < 器具 35点 < 細隙灯
顕微鏡検査 48点 < 52点



外来管理加算
算定



5 2 点に読み替え

例題

再診時に次の処置、検査を行った場合

(腰 部) 消炎鎮痛等処置(器具)

(右 目) 眼処置

細隙灯顕微鏡検査(前眼部)

消炎鎮痛等処置
(器具)
細隙灯顕微鏡検査
眼処置
外来管理加算

合 計

労災

[読替] 5 2 点

[読替] 5 2 点

2 5 点

① 5 2 点

1 8 1 点

健保

3 5 点

4 8 点

2 5 点

算定不可

1 0 8 点

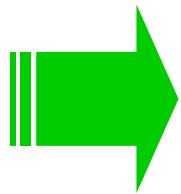
レセプト記入例

診 療 内 容			点数	診 療 内 容		金 額	摘 要	
⑪初診		時間外・休日・深夜			⑪初 診			特52×1
⑫再診	外来管理加算		52×1回	52	⑫再 診 1回		1, 420 円	
					⑬指 導			
	時間外		× 回		⑧0その他			
	休 日		× 回					
深 夜		× 回						
⑬指導					小 計		㊦1, 420 円	
⑭在宅	往 診				摘 要			
	夜 間				④0* 消炎鎮痛等処置(器具)(腰部)			
	緊急・深夜				特52×1			
	在宅患者訪問診療				* 眼処置			
⑯投	その他				⑦0* 細隙灯顕微鏡検査(前眼部)			
	薬 剤				特52×1			
	⑰内服 薬剤		単位					
	⑱調剤		× 回					
⑰投	⑲屯服 薬剤		単位					
	⑳外用 薬剤		単位					

外来管理加算の特例

ポイント

四肢以外に行った創傷処置(100cm²未満)



4 5 点として算定し、
外来管理加算の特例の取扱いの
対象とすることができる。

算定例 2

再診時に次の処置を行った場合
(前額部) 創傷処置 10 cm²

労災

健保

創傷処置 1

45点

52点

外来管理加算

①特 52点

算定不可

合 計

97点

52点

第3編

処置料・リハビリテーション料

公益財団法人 労災保険情報センター

◆ 処置料

◆ リハビリテーション料

◆ 処置及び

リハビリテーションの特例

◆ 処置料

- ・四肢加算

四肢加算

(1点未満の端数切り上げ)
(一般処置)

テキスト9 2頁

1.5倍

鎖骨・肩甲骨・
股関節含む

2.0倍

手及び手の指
(手関節含む)

創傷処置

下肢創傷処置

熱傷処置

絆創膏固定術

鎖骨又は肋骨骨折固定術

重度褥瘡処置

爪甲除去

穿刺排膿後薬液注入

ドレーン法

(皮膚科処置)

皮膚科軟膏処置

皮膚科光線療法

(整形外科的処置)

関節穿刺

粘(滑)液嚢穿刺注入

ガングリオン穿刺術

ガングリオン圧砕法

鋼線等による直達牽引
(2日目以降)

介達牽引

矯正固定

変形機械矯正術

消炎鎮痛等処置

手技による療法
器具による療法
湿布処置

低出力レーザー照射

四肢加算

ポイント①

四肢加算の対象とならないもの

ギプス

医療機器等加算

薬剤料

特定保険医療材料料

例題

- ①左手背にドレーン法(その他のもの)
- ②左手背に消炎鎮痛等処置(器具)
- ③左足

四肢加算が適用される場合の
外来管理加算の特例は?

- ① ドレーン法(その他) ▶ 2.0倍

四肢加算

$$25 \text{ 点} \times 2.0 = 50 \text{ 点}$$

- ② 消炎鎮痛等処置(器具) ▶ 1.5倍

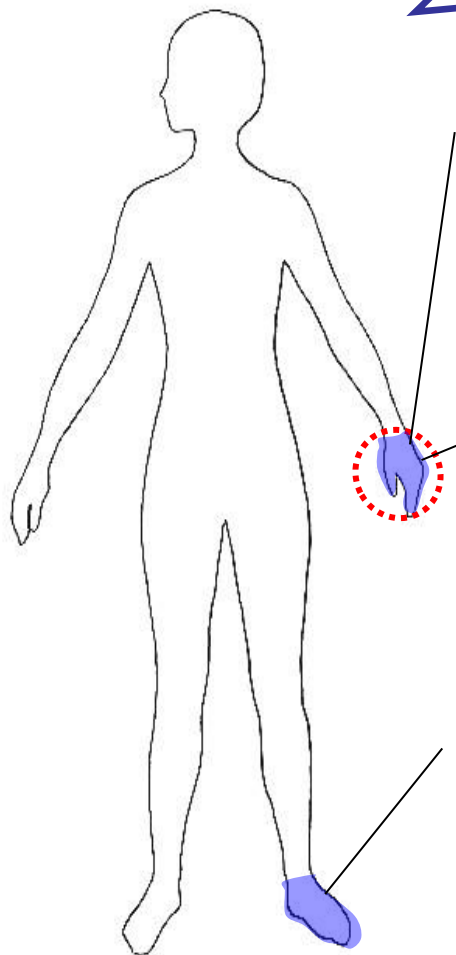
四肢加算

$$35 \text{ 点} \times 1.5 = 53 \text{ 点}$$

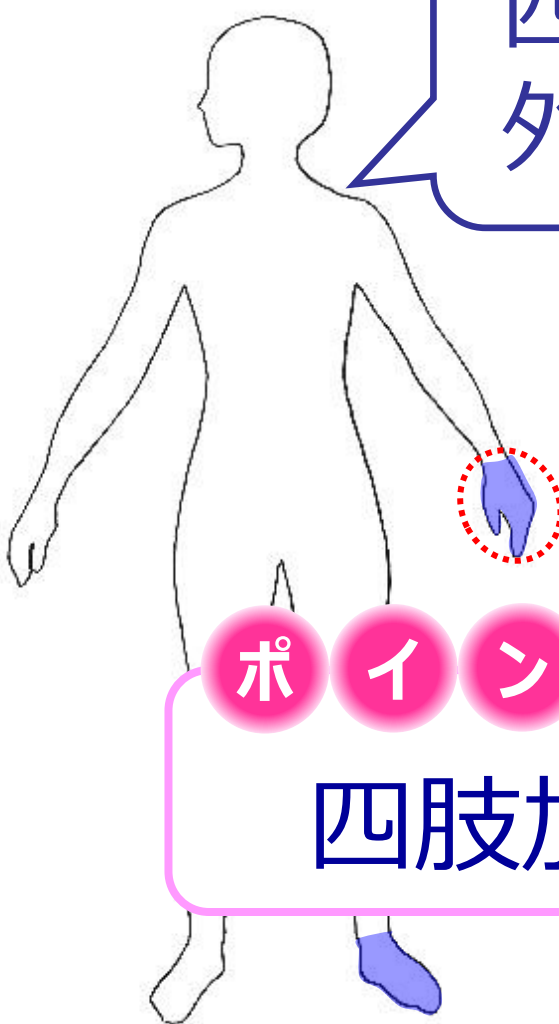
- ③ 消炎鎮痛等処置(器具) ▶ 1.5倍

四肢加算

$$35 \text{ 点} \times 1.5 = 53 \text{ 点}$$



四肢加算



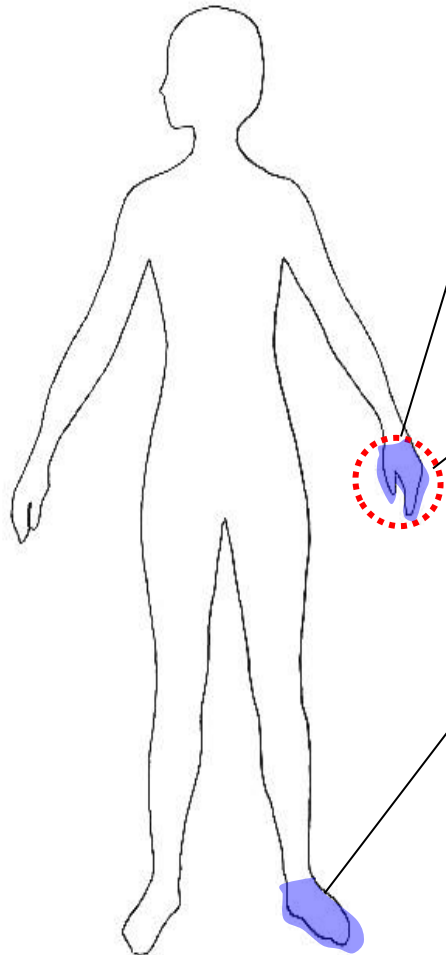
四肢加算が適用される場合の
外来管理加算の特例は？

ポイント ②

四肢加算後の特例点数が基準

例題

- ①左手背にドレーン法(その他のもの)
- ②左手背に消炎鎮痛等処置(器具)
- ③左足背に消炎鎮痛等処置(器具)



① ドレーン法(その他)

四肢加算

$$25点 \times 2.0 = 50点$$

外来管理加算
特例

<52点 ○

② 消炎鎮痛等処置(器具)

四肢加算

$$35点 \times 1.5 = 53点$$

>52点 ✕

③ 消炎鎮痛等処置(器具)

四肢加算

$$35点 \times 1.5 = 53点$$

>52点 ✕

レセプト記入例（例題①）

診 療 内 容			点数	診 療 内 容		金 額	摘 要		
⑪初診		時間外・休日・深夜		⑪初 診			特 52 × 1		
⑫再 診	外来管理加算 52 × 1回		52	⑫再 診 1回		1, 420 円			
				⑬指 導					
	時間外	× 回		⑧ そ の 他					
	休 日	× 回							
深夜		× 回							
⑬指導				小 計		① 1, 420 円	摘 要		
⑭在 宅	往 診								
	夜 間								
	緊急・深夜								
	在宅患者訪問診療								
	その他								
⑯投	薬 剤								
	⑰ 内服 薬剤 単位								
	調剤 × 回								
	⑱ 屯服 薬剤 単位								
⑲ 外用 薬剤 単位									
								</	

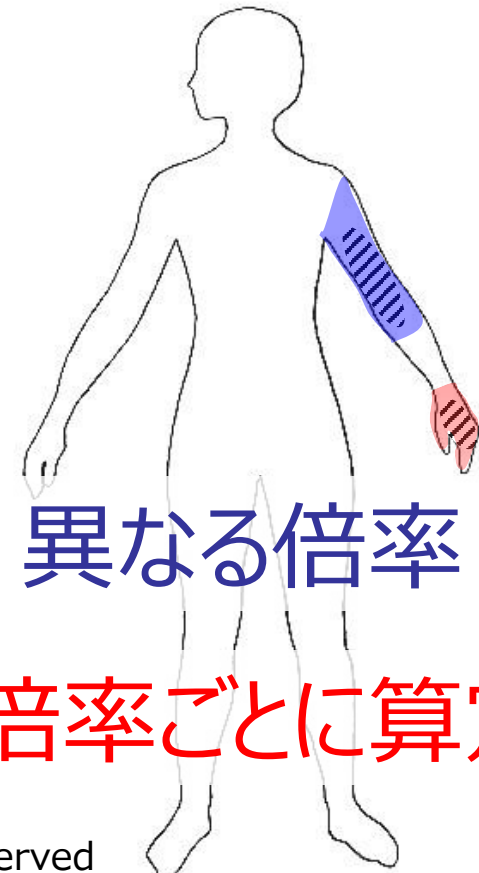
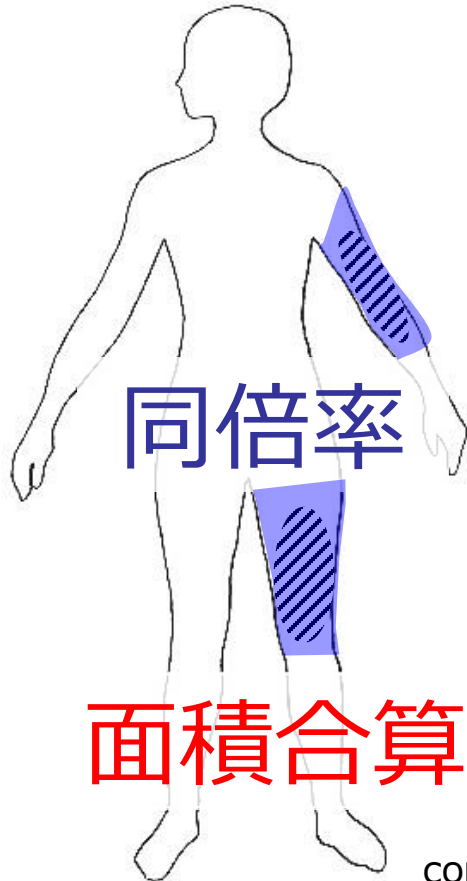
四肢加算

ポイント③

健保において処置面積を合算して算定する

「創傷処置」「皮膚科軟膏処置」「湿布処置」

四肢加算の倍率ごとに処置面積を合算して算定



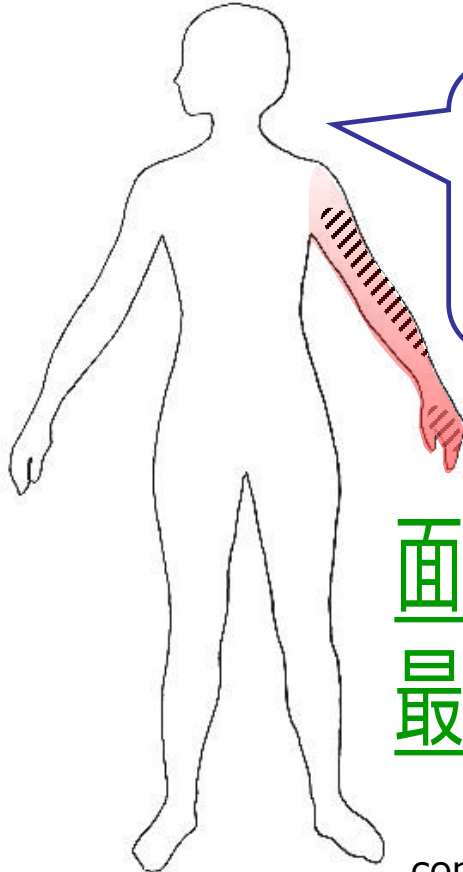
四肢加算

ポイント③

健保において処置面積を合算して算定する

「創傷処置」「皮膚科軟膏処置」「湿布処置」

四肢加算の倍率ごとに処置面積を合算して算定



四肢加算の倍率が異なる範囲にまたがって行う場合は？

面積を合算し、該当する区分の所定点数に対し
最も高い倍率で算定

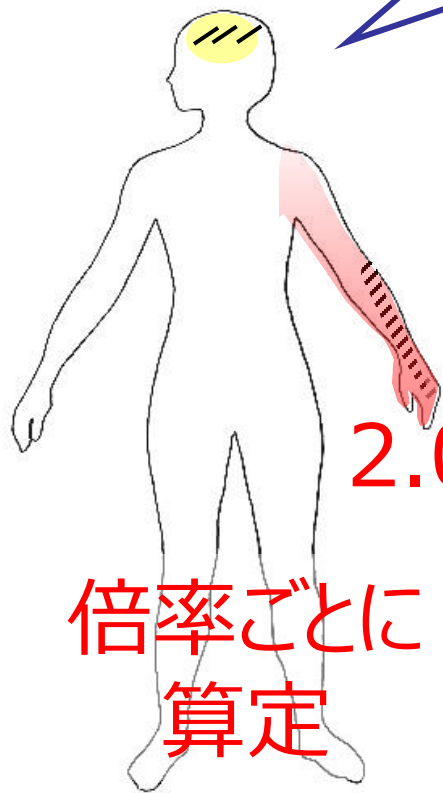
例題

再診時に創傷処置を前額部に 3 0 cm²、
左前腕から左手部に連続して 1 5 0 cm²
行った場合、

(同一)

前額部の創傷処置を 4 5 点として
算定し、外来管理加算の特例を算
定できるか？

1.0倍



2.0倍

倍率ごとに
算定

前 額 部 5 2 点

左前腕 ～ 手 部

四肢加算

$$6 0 \text{ 点} \times 2 . 0 = 1 2 0 \text{ 点}$$

1 7 2 点

例題

再診時に創傷処置を前額部に 3 0 cm²、
左前腕から左手部に連続して 1 5 0 cm²
行った場合

(同 外来管理加算特例は
四肢加算の倍率ごとに算定し合算
した点数を基準に判断

1.0倍



2.0倍

前 額 部

5 2 点

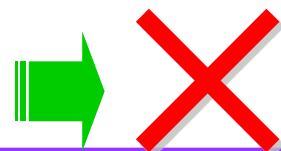
左前腕 ～ 手 部

四肢加算

6 0 点 × 2 . 0 = 1 2 0 点

1 7 2 点

外来管理加算特例



レセプト記入例（例題）

摘

要

④①

*創傷処置（前額部）

52 × 1

*創傷処置（左前腕～左手部）
（60 × 2.0）

120 × 1

◆リハビリテーション料

- ・疾患別リハビリテーション料
- ・A D L 加算
- ・四肢加算
- ・標準的算定日数に係る取扱い

疾患別リハビリテーション料

(1 単位)	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
心大血管疾患 リハビリテーション料	2 5 0 点	1 2 5 点	
脳血管疾患等 リハビリテーション料	2 5 0 点	2 0 0 点	1 0 0 点
廃用症候群 リハビリテーション料	2 5 0 点	2 0 0 点	1 0 0 点
運 動 器 リハビリテーション料	1 9 0 点	1 8 0 点	8 5 点
呼 吸 器 リハビリテーション料	1 8 0 点	8 5 点	

早期リハビリテーション加算 25点
 初期加算 45点
 急性期リハビリテーション加算 50点

…算定可



A D L 加算

3 0 点（1 単位につき）

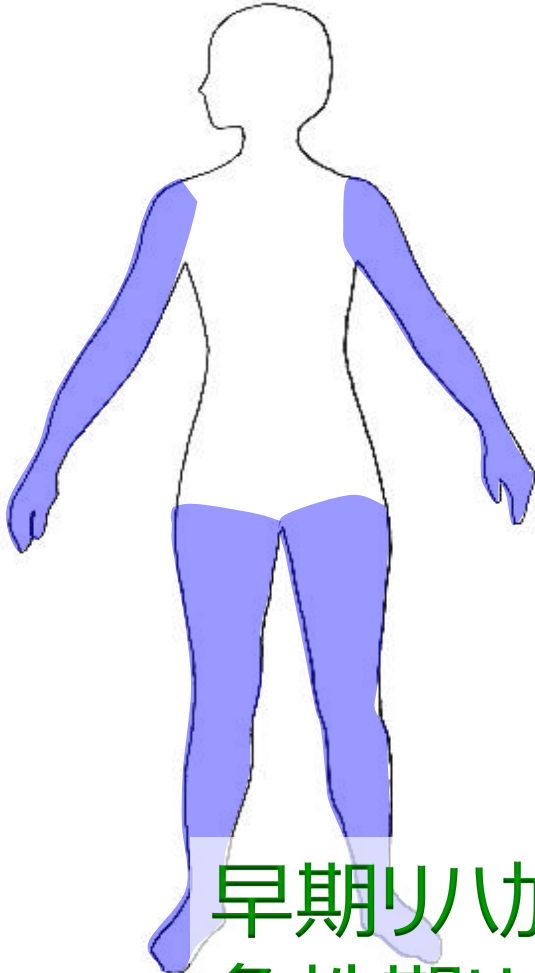
入院中の傷病労働者に対し、
訓練室以外の病棟等において 早期歩行、A D L の
自立等を目的とした疾患別リハビリテーション(Ⅰ)
(運動器においては(Ⅱ)を含む)を行った場合

又は

医療機関外において 疾患別リハビリテーション(Ⅰ)
(運動器においては(Ⅱ)を含まない)を算定できる
訓練に関するリハビリを行った場合

四肢加算 1.5 倍

鎖骨・肩甲骨・股関節含む



疾患別リハビリテーション料

心大血管疾患リハビリテーション料

脳血管疾患等リハビリテーション料

廃用症候群 リハビリテーション料

運動器 リハビリテーション料

呼吸器 リハビリテーション料

早期リハ加算・初期加算

急性期リハ加算・ADL加算

... 四肢加算
対象外

例題

大腿骨頸部骨折で入院中の患者に対し、
運動器リハビリテーション(Ⅰ)、早期リハビリ
テーション加算、A D L 加算をそれぞれ
1 単位算定する場合

労災

運動器リハ(Ⅰ)

四肢加算

190点 × 1.5 = 285点

早期リハ加算 25点

A D L 加算 30点

合 計 340点

健保

185点

25点

—

210点

早期リハ加算・ADL加算…四肢加算不可

標準的算定日数に係る取扱い

必要性及び効果が認められる場合は、標準的算定日数を超えて算定できる。

標準的算定日数を超えた場合の
「単位数上限」は適用しない。

「単位数上限」(1月13単位) を超える場合は

- ・レセプト摘要欄に医学的所見等を記載
又は
- ・「労災リハビリテーション評価計画書」添付

◆処置及びリハビリテーションの特例

- ・処置の特例

- ・リハビリテーション及び処置の併施

処置の特例

介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術
手技による療法、器具等による療法
腰部又は胸部固定帯固定
低出力レーザー照射

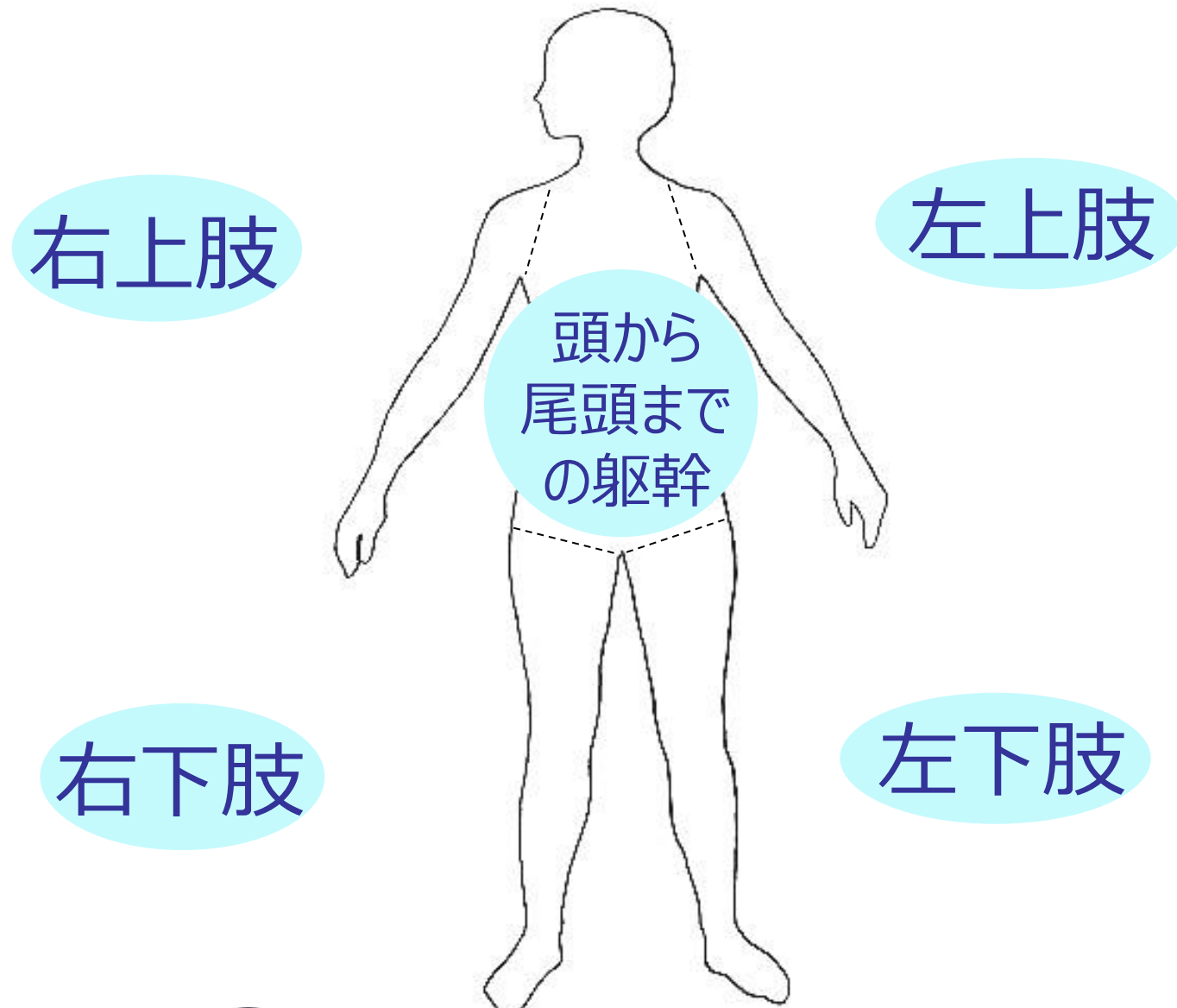
負 傷

1日につき
受傷部位ごとに
3 部位限度

疾 病

1日につき
3 局所限度

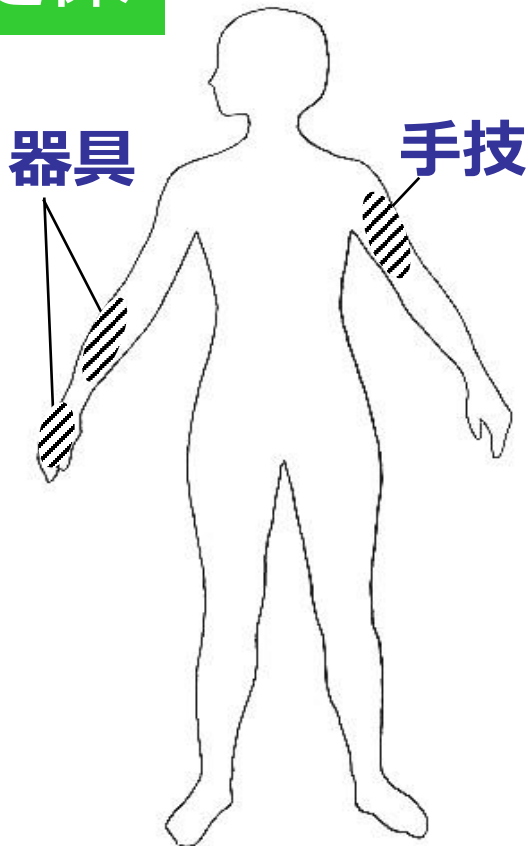
局所について



算定例 2

右手背に消炎鎮痛等処置(器具)
右前腕に消炎鎮痛等処置(器具)
左上腕に消炎鎮痛等処置(手技)

健保



主たる所定点数のみを算定

3 5 点

算定例 2

右手背に消炎鎮痛等処置(器具)
右前腕に消炎鎮痛等処置(器具)
左上腕に消炎鎮痛等処置(手技)

労災

① 負傷の場合

受傷部位ごとに 3 部位を限度

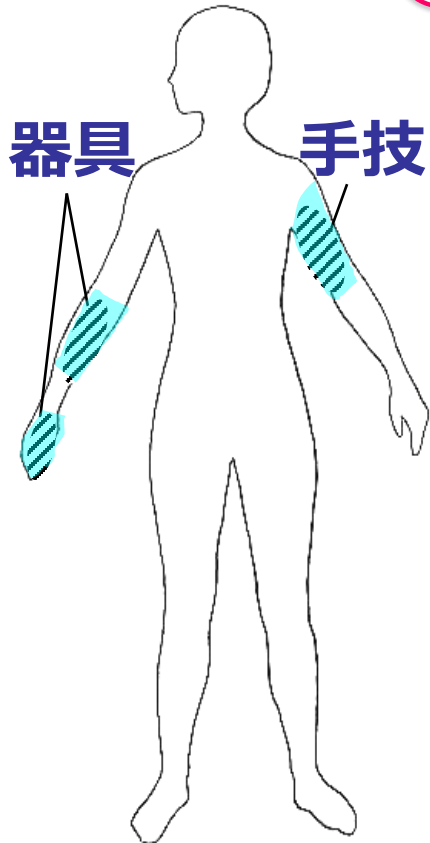
四肢加算

右手背 35点 × 1.5 = 53点

右前腕 35点 × 1.5 = 53点

左上腕 35点 × 1.5 = 53点

1 5 9 点

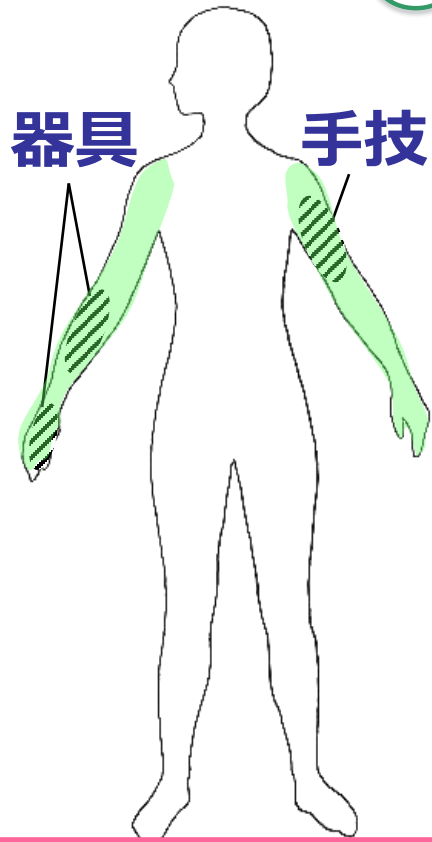


算定例 2

右手背に消炎鎮痛等処置(器具)
 右前腕に消炎鎮痛等処置(器具)
 左上腕に消炎鎮痛等処置(手技)

労災

② 疾病の場合 3 局所を限度



四肢加算

右手背	}	35点 × 1.5 = 53点
右前腕		
左上腕		35点 × 1.5 = 53点

106点

リハビリテーション及び処置の併施

湿布処置等と介達牽引・手技・器具等の併施

⚠異なる部位（局所）に行った場合に限る

湿布処置 等

四肢加算の倍率ごとに算定合算

+

介達牽引・手技・器具等
合計 2 部位（局所）まで

又は

介達牽引・手技・器具等
合計 3 部位（局所）まで

リハビリテーション及び処置の併施

リハビリと介達牽引・手技・器具等の併施



介達牽引・手技・器具等は異なる部位（局所）に行った場合に限る

リハビリ

+

介達牽引・手技・器具等
いずれか 1 部位（局所）

又は

介達牽引・手技・器具等
合計 3 部位（局所）まで

リハビリテーション及び処置の併施

リハビリと湿布処置等の併施

リハビリ

+

湿布処置 等
(いずれか 1 部位)

リハビリテーション及び処置の併施

リハビリ、湿布処置等と

介達牽引・手技・器具等の併施



湿布処置等と介達牽引・手技・器具等は異なる部位(局所)に行った場合に限る

リハビリ

+

湿布処置 等
(いずれか 1 部位)

+

介達・手技・器具 等
1 部位 (1 局所)

湿布処置 等

四肢加算の倍率ごとに算定合算

+

介達牽引・手技・器具 等合
計 2 部位 (局所) まで

又は

介達牽引・手技・器具 等合
計 3 部位 (局所) まで

労災診療費算定実務講座

令和7年度



公益財団法人 労災保険情報センター